

## 底魚一本釣り漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類は、底魚一本釣り漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、5トン以上60トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとする。

許可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
2隻	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都島しょ区域にある者であること。

### 2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年11月1日から同月15日までとする。